最大で
86,000円分
の応援券

子育てママ・パパに朗報
子育て応援券

２種類
あるよ！

内子町では８月から子育て世帯を支援する子育て応援券を交付します。紙おむつ購入に使用できる「愛顔（えがお）っ子応援券」、子育て用品購入に使用できる「うちこ子育て応援券」の２種類です。平成29年４月から７月に出生した該当者には、８月以降個別に案内文を郵送します。応援券を利用できる登録店舗は、交付時に対象者に伝えます。また内子町のホームページにも掲載しています。

愛顔（えがお）っ子応援券

●**対象者**
平成29年４月１日以降に出生した第２子以降の子の保護者

●**使用場所**
内子町内の乳幼児紙おむつを扱う登録店舗

●**応援券**
50,000円分（1,000円×50枚）

●**対象商品**
▷紙おむつ
花王㈱　メリーズ
大王製紙㈱　グーン
ユニチャーム㈱　ムーニー、マミーポコ
※愛媛県愛顔（えがお）の子育て応援事業の協賛企業３社の製品が対象

うちこ子育て応援券

●**対象者**
平成29年４月１日以降に出生した全出生児の保護者

●**使用場所**
内子町内の子育て用品を扱う登録店舗

●**応援券**
36,000円分（3,000円×12枚）

●**対象商品**
▷乳児の子育てに必要な製品
授乳関連商品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、）・衣類（ベビー服、ベビーシューズ）・離乳食・おむつ関連商品（紙おむつ、おしりふき）・チャイルドシート・絵本・電化製品（加湿器、空気清浄機）など

《申請の手続きについて》
申請の手続きは役場で行えます。手続きをしないと交付できないので忘れないようにしましょう。

●**申請に必要なもの**
保護者の身分証明書、印鑑、母子手帳（愛顔（えがお）っこ応援券申請時）

◎登録店舗も随時募集
登録店舗の指定を希望される場合は、お気軽に問い合わせください。
【申請・問合せ先】　保健福祉課　児童福祉係　☎0893（44）6154

下水道や合併処理浄化槽に接続するための工事費用などを補助します

下水道や合併処理浄化槽の普及率向上と、町内業者の利用による経済活性化を目的に、「内子町住環境整備促進事業補助金」を交付します。

●**対象**　下水道や合併処理浄化槽に接続するための、トイレ改修を主とした水回り（台所、洗面、風呂場など）の屋内改修工事で費用が30万円以上（消費税含む）のもの

※新築は対象外。また他制度に基づく補助対象部分は除く。

●**補助の要件**　建物の所有者または占有者が、町内に事業所を置く建築業者（下水道接続の場合は町の指定工事業者）に施工を依頼すること

●**補助金の額**　対象工事費の10分の3以内（上限20万円）

●**実施期間**　平成33年度まで

【申込・問い合わせ】
建設デザイン課
上下水道対策班　下水道係
☎0893（44）6158

合併処理浄化槽の設置費用を補助します

新築の際に合併処理浄化槽を設置したり、くみ取り式トイレや単独浄化槽から転換したりする場合に、その費用の一部を補助します。

今年度から、個人で営業する店舗の合併浄化槽について、50人槽以下のものは補助対象となります。ぜひご活用ください。

●**補助金の例（限度額）**

▽新築設置（5人槽）の場合＝33万2000円

▽転換設置（5人槽）の場合＝40万円

※人槽区分により異なります。

●**申込方法**

あらかじめ、「合併処理浄化槽設置要望書」を提出してください。（要望書は下水道係にあります）

【申込・問い合わせ】
建設デザイン課
上下水道対策班　下水道係
☎0893（44）6158

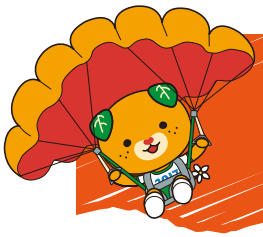

――愛顔つなぐえひめ国体・デモンストレーションスポーツ――

内子町でパラグライディングが開かれます

「愛顔つなぐえひめ国体」のデモンストレーションスポーツでは、さまざまな競技の魅力を紹介するため、ちょっと珍しいスポーツなど28競技が県内各地で開かれます。

内子町で行われるのはパラグライディング。多数のパラグライダーが悠々と大空を舞う光景は圧巻です。この機会にぜひ、競技の魅力に触れてみてください。

●**日時**　9月9日（土）午前10時30分～
※悪天候時は10日（日）に順延

●**場所**　神南山フライトエリア
▷テイクオフ　神南山北離陸場
▷ランディング　小田川緑地公園着陸場

【問い合わせ】
自治・学習課　国体推進室（内子分庁舎内）
☎0893（44）2160

次々とランディングするパラグライダー

＼もうすぐ開催／
愛顔（えがお）つなぐえひめ国体
9月30日(土)～10月10日(火)

○「特別支援教育夏季セミナー」のご案内

障がいについて共に学び、地域みんなで子どもたちの健やかな成長を支援しましょう。

●**日時**　8月25日（金）午後1時～4時45分
●**場所**　内子町共生館
●**内容**　演題／講師
▽講演①「保護者側の視点に立った特別支援教育」／ライフサポートここはうす所長　桑原綾子（あやこ）さん
▽講演②「不器用児への支援について」／県立子ども療育センター作業療法士　田内広子（ひろこ）さん
●**参加費**　無料
※「特別支援教育」とは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うことをいいます。

【問い合わせ】
内子町教育委員会　発達支援相談室（内子分庁内）
☎0893（23）9255

○9月1日は内子・五十崎地区、農業用廃プラスチックの回収日

農家で不用になったマルチやビニールシートなどの農業用廃プラスチックを回収します。搬出物はリサイクルしますので、この機会を利用して適正な処分にご協力ください。

●**回収日時**　9月1日（金）午前8時30分～午後4時
●**場所**　愛媛たいき農協和田柿選果場
●**搬出方法**　1しめ当たり10～15キロ程度とし、次の①～③の種類に分別してください。
①塩化ビニール／②ポリエチレンフィルム／③その他
●**注意事項**
▽規定の用紙に運搬する廃棄物の種類と量、運搬者の住所・氏名などを記載した書類を携帯して搬出してください。
▽運搬する車両に「廃棄物収集車」と表示してください。

【問い合わせ】
産業振興課　農村支援センター（内子分庁内）
☎0893（44）2199

～資格期間編～

ねんきん Q&A

Q：老齢年金の資格期間が25年から10年に短縮されましたが、10年間年金を納めていなければ受け取ることができないのですか

A：いいえ。資格期間とは、保険料納付済み期間と国民年金の保険料免除期間などを合算したものです。この期間が10年以上あれば、老齢年金を受け取ることが出来ます。

Q：60歳になったとき資格期間が10年に満たない場合は、受け取れませんか

A：以下の制度などを活用することで、年金を受け取れる可能性があります。

◎任意加入制度

本人の申し出で「60歳以上70歳未満」の間に国民年金保険料を納める制度です。老齢年金の繰り上げ支給を受けていない人、厚生年金保険に加入していない人が利用できます。

◎後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合、30年9月までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる制度です。

《短縮を機に、年金記録の再確認を――》

持ち主不明の年金記録は、いまだ約2,000万件も存在します。昔の年金記録が見つかれば、受給額が増える場合もあります。本来と異なる生年月日や名前で届出した可能性のある人や旧姓で加入していた人などは、年金記録をもう一度ご確認ください。

確認を希望する人は「ねんきんネット」や「ねんきんダイヤル」を利用するか、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ】
○ねんきんダイヤル
☎0570（05）1165
○松山西年金事務所
☎089（925）5105

すてきな笑顔で健康づくり「健康まつり2017」のご案内

いつまでも健やかで心豊かに生活できるまちを目指して「健康まつり」を開催します。

今年の記念講演のテーマは「笑い」――。笑顔のある生活は健康寿命を延ばすことにつながります。キラリと光る笑顔で自分らしく暮らせるよう、健康でいる秘訣を学びます。ぜひご参加ください。

●**日時**　9月2日（土）
●**場所**　内子町共生館
●**主な内容**
▽午前9時30分～
開会式、高池健康づくり優良者表彰式
▽午前10時～　記念講演
・演題「笑いのチカラ～笑って心もからだも健康に！」
・講師　㈶新居浜精神衛生研究所豊岡台病院　枝廣篤昌（えだひろあつまさ）院長
▽午前11時10分～　腰痛・膝痛体操、減塩の体験コーナー他
※水分補給のため、お茶などを持参してください。

【問い合わせ】
地域医療・健康増進センター（五十崎保健センター）
☎0893（44）6155

講師紹介

すてきな笑顔を持って帰ってほしい

枝廣　篤昌（あつまさ）院長

精神科医。精神障害の地域リハビリテーションに取り組む傍ら、落語家として「笑い」を生かした地域づくりを実践している。

「笑いと健康」「笑いのチカラ」などの演題で各地で講演。笑顔と健康づくりの普及活動を続けている。

花火の夏が、やってきた

―― みんなで内子の花火を楽しもう ――

寺村山の神「火祭り」

●開催日　8月15日（火）
※雨天時は16日（水）
●場所　寺村商店街
●主な催し
●午後6時20分～　国体集火式
●午後6時50分～　ライブ演奏
●午後8時～　第1回花火打ち上げ
●午後9時～　第2回花火打ち上げ
【主催・問い合わせ】
内子町役場小田支所
☎0892（52）3111

◀「山の神」の火文字と花火の競演

いかざき夏まつり花火大会

●開催日　8月14日（月）
※雨天時は15日（火）
●場所　豊秋河原
●主な催し
●午後7時ごろ～　和紙行灯
●午後8時ごろ～　打ち上げ開始
【主催・問い合わせ】
五十崎商工連盟（担当：亀岡）
☎090（8697）0770

豊秋橋から見る花火は大迫力▶

加入している皆さん、ご確認ください
国民健康保険が変わります――。

1 被保険者証（保険証）を更新

国民健康保険の新しい保険証を7月下旬に郵送しました。8月1日からは届いた保険証を使用してください。まだ届いていない人は、お手数ですが係までお問い合わせください。

●**対象**　国保の被保険者

●**有効期限**　30年7月31日

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も新しくなります。自動更新ではないので、引き続き認定証が必要な人は、係で申請の手続きをしてください。

2 自己負担限度額の見直し

持続可能な制度にするため、自己負担限度額を、左の表のように見直します。世代間や世代内の公平性や低所得者に配慮しながら、負担能力に応じた負担をお願いするものです。

■自己負担限度額（月額／70歳以上75歳未満の人）

29年7月まで		
区　分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋（医療費の総額※1－267,000円）×1パーセント　※2
一　般	12,000円	44,400円

29年8月から		
区　分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得者	57,600円	変更なし
一　般	14,000円※3	57,600円

※1　医療費の総額が267,000円以下の場合、（　）内は0円とする。
※2　過去12カ月間に世帯単位の高額医療費が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は、44,400円。
※3　8月1日～翌年7月31日までの自己負担額の上限は144,000円。
※注　住民税非課税の世帯は、負担限度額の変更はありません。

立川志の春　落語講座&落語会

立川志の輔さんの弟子・立川志の春さんが内子町に滞在し、町内の学校や福祉施設で訪問公演などを行います。初心者でも楽しめる落語講座や志の春さんの落語会もあります。この機会に落語の楽しさに触れてみませんか。

《落語講座》

●**日時**　9月4、5、7、9日の4日間、午後7時～9時
※10日の「立川志の春落語会」で成果発表をします。
●**場所**　内子座
●**受講料**　2,000円　●**定員**　10人
●**申込方法**　電話でお申し込みください。

《立川志の春落語会》

●**日時**　9月10日（日）午後1時～
●**入場料**　500円（全席自由）
※チケットは町並・地域振興課、内子座で購入できます。

【申込・問い合わせ】
町並・地域振興課　伝統文化施設係（内子分庁内）
☎0893（44）2118

立川志の春プロフィール

平成14年に入門し、23年1月「志の春」のまま2つ目昇進。立川志の輔さんの3番弟子。古典落語、新作落語の他、英語落語を演じている。大学や企業で英語落語を交えた講演を多数行っている。